慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『ナイツ・ オブ・ レーバー』成立前の労働情勢 : 一八七〇年代に於けるアメリカ労働運動史一班
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1930
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.24, No.1 (1930. 1) ,p.14- 52
JaLC DOI	10.14991/001.19300101-0014
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19300101-0014

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『ナイツ・オブ・レーバー』成立前の勞働情勢

——一八七〇年代に於けるアメリカ勞働運動史一班——

園　乾　治

目次

一　『産業議會』と『産業同胞會』（一八七三年——一八七五年）
二　綠裏紙幣黨（一八七四年——一八七七年）
三　『産業主權者團』及び勞働組合運動
四　『モリー・マグワイア』と一八七七年のピッツバーグの騒擾

一　『産業議會』と『産業同胞會』（一八七三年——一八七五年）

『全國勞働組合』の分散は全國聯合を組織する努力を斷念せしめなかつた。一八七三年の恐慌後間も無く新なる企圖が行はれた。而してそれは『全國勞働組合』から脱退したる組合によつて行はれ、現在の『アメリカ勞働聯合』(American Federation of Labor) と目的及び構成を等しくする團體たる外觀を呈し、全國同業勞働組合が其基本單位となり、其本來の性質は經濟的であり、立法上の要求を以てするのである。

一八七三年五月三日『ウワーキングマンス・アドボケート』に『鐵鑄物工國際組合』(Iron Molders' International Union)會長ウィリアム・サッフィン(William Saffin)『機械工及び鍛工國際組合』(Machinists' and Blacksmiths' International Union)會長ジョン・フォーレンバッチ(John Fehrenbatch)『桶工國際組合』會長エム・エー・フォーラン(M. A. Foran)『國際活版工組合』(International Typographical Union) 書記ジョン・コリンス(John Collins)の連名を以て大會召集の聲明書を公表してゐる。それは「小數者の支配に置かれる資本の急激にして警戒すべき集中と州及び國に於ける立法は殆んど總て此集中せられたる資本の利益の爲であり、それは「資本に比較して勞働組合としての吾人の權力を急速に減少せしめてゐることに注意を促し、又「立法上の獨占によつて西部及び北西部の農民は彼等の勤勉の結果を圖々しき掠奪に遭つて自棄に陷り、而して有力なる國家機關を組織してゐる」が、勞働組合は分散の儘に殘つてゐる。「過

去の失敗によりて捲土重來の意氣を沮喪せず、却つて過去の貴重なる經驗により て一八六六年ボルティモアーに成立せるが如き團結の完成に資しなくてはならぬ」と述べ、「一八七三年七月十五日オハイオー州クリーブランドに於て開催すべき大會に、總ての合衆國に於ける勞働團體は地方組合たると州內組合たると全國組合又は國際組合たるを問はず、又獨占反對團體、協同組合、若くは純然たる保護主義の下に組織せられたる團體も何れも誠實の代表者を派遣せんこと」を請ふ召集狀であつた。署名者は此團體が政黨たること、政黨の驥尾に附すること、失脚せる政治家の避難場所たらざるよう全力を竭す、而して此團體は生產者が其生產せるところを總て確保することを唯一の目的とする純然たる產業團體として存續することを嚴に期する」ことを誓約した。

今一つの布告は「合衆國の組織勞働者に與ふ」るので、勞働者の困難を列擧し、「吾人は土地均分思想を有する者に非ず、又資本は掠奪であると言ふ學說を信仰し廣布する者にも非ず、」共產團體にも關係を有せざることを宣言した。（土地均分思想に就ては本誌第二十一卷第九號の拙稿『一八三〇年前後のアメリカに於ける勞働階級の政治運動』、同じく本誌第二十二卷第九號の拙稿『アメリカ勞働運動史に於けるヒューマニタリアニズム』に於て評論した。）而して何等活動の計畫に就ては示すところが無いが、有害なる狀態を發生せしむる原因として次の如く述べてゐる。

――乃ち法律は勞働組合を被護せずして之を騷擾として取扱ふこと、勞働の供給が需要に超過することを口實として賃銀を減額し乍ら、聯邦政府が補助金を交付せる船舶によつて移入せられたる支那人の漸次國內に橫溢すること、勞働は機械の改善によつて利益を受けず、失業の增加に苦しめられた、蓋し今日に於ても三十年以前と同じ時間每日勞働しなくてはならぬからであること、「巨大なる獨占權の發生は通商の途を制限し、生活費用を騰貴せしめたこと、勞働は其狀態に關して聯邦統計局の提供するが如き何等信賴するに足る通知を有せざること、之である。此外に於て布告の論述したる問題は「協同組合事業が何等法律上の承認又は援助を受けざること」であつた。

七月十五日開催せられたる會議の出席者は七十名であつて、其中には六個の全國同業勞働組合、四個の地方同業勞働組合、五個の都市組合があり、勞働組合（labour

union）の代表者も加はり、又老指導者カメロン、ツレベリックも投票權は有しなかつたが列席を許された。併し是等の者は殆んど會議に於て活動しなかつた。蓋し會議は純然たる勞働組合指導者の指揮にあつたからである。『桶工國際組合』（Coropers' International Union）代表者の一人なるフォーラン（Foran）の開會の辭は召集狀に表はれたる思想を高調し、議事は布告の諸問題に關する討議に專ら關係して進行した。而して仲裁制度を勸告し、契約移入民と囚人勞働とに反對することを決議し、徒弟問題に就ては委員を擧げて次回に報告せしむることを勸告し、又立法手段によると勞働組合の活動によるとを問はず、一般八時間勞働制度の要求を高調し、全國勞働局の設置を主張した。

此會議の勞働組合たるの性質は會則が最も明瞭に之を示して居る。それは「此會議の議長が勞資間にストライキ又はロックアウトを惹起したる事件ありと公式に通告し、勞働者が斯る事件の解決を仲裁によらんとせることが證明せられたる場合に於て、若し必要あれば全國の同業勞働組合又は勞働組合（Trade or Labor Union）に布告を以て事實を通告し金錢上の援助をなさしめ、ストライキ又はロックアウトをなせる勞働者を支持せしむることは議長の職責とす」と言ふ。全國同業勞働組合の此聯合組織に對する支配權は、代表者選定數の規定に示されて居り「各國際團體又は全國團體は三名の代表者、州內團體又は地方團體は二名、同業勞働組合及び總ての他の保護團體は各一名を派遣し得……」と言ふ。加之、會議に於ては協同事業に對して簡單なる贊意を表したるに過ぎず、又財政上の項目の如きは激しき討論の後、指名採決を以て漸く挿入せられたのであつた。而して發起者の誓約せる處と相異せず、會議は獨立の政治活動に對して消極的態度を採つたのである。

斯の如く微溫的なる結果を生じたのは二個の原因に基いてゐる。乃ち其一は勞働階級と全然相異する分子とが分離すること出來ざりし事であり、其二は事業主に對抗する勞働者の武器としてストライキを排擊したる事であつた。會議の席上「生產者」に就て多くの言論が行はれたにも拘らず、此名辭の中には小資本家をも含意せしめたのであつて、新團體が純然たる無產者の運動たるべきことに關しては言及せられなかつた。事實出席者の中には小資本家も包含せられて居り『全

國勞働會議』の建設に對する障害を此處に再び繰返したのである。次に同じ會議は勞働爭議を解決する武器として調停制度を推奬した。之は此運動が階級鬪爭によらずして階級協調によることを示すものであつて、到底時代の風潮と相容れず、長く存在することを許さぬものである。

遮莫、此『產業議會』なる新しき聯合組織は、若しも產業不況が襲來しなかつたなら、勞働運動界に於て重要なる地位に到達することが出來たかも知れない。然るに內部に於て上述の如き缺陷を包藏せるのみならず、此組織は成立後僅に二ヶ月にして前に述べたる一八七五年の恐慌襲來に接したのであつて、始めより失敗の運命を負つて居たのである。而して第二回の會議までの九ヶ月の間に十三個の地方組合、二個の都市協議會、二個の小規模なる全國同業勞働組合に特許狀を交付し得たに過ぎ無かつた。而して鐵及び鋼熔融工組合がストライキの援助を請求したが、仲裁に關する條項を完備せざるが故に其請求には應じなかつた。（Commons and Associates, History of the Labour in the United States, Vol. II pp. 156-161: Anthony Bimba, History of the American Working Class, pp. 152-154; Norman J. Ware, Labour Movement in the United States, pp. 11-15）

一八七四年四月十四日ニュー・ヨーク州ロチェスターに於ける第二回『產業議會』に對しては、依然として全國各地より各種勞働團體の代表者が出席し、其中『產業同胞會』(Industrial Brotherhood) 及び『產業主權者團』(Sovereigns of Industry) の如き兩祕密團體も數へられ、舊來の誠實を失はざるエー・シー・カメロンも投票權を有しなかつたが出席を許されたのであつた。

此第二回の會議に於ては會則に就て異論が生じた。勞働組合主義者は總ての非勞働組合の分子を出來るだけ嚴重に排除することを要求し、エイ・エム・ウィン (A. M. Winn) の如きは舊會則が廣く總ての產業上の團體に門戶を解放せるを文書を以て非難し、職工及び鑛夫の全國團體たらしめ、州內協議會、都市諸業協議會及び其他の州代表團體幷に職工の總ての組合が代表者を派遣し得ることを勸告し、『鑄物工國際組合』のエッチ・ジェー・ウォールズ (H. J. Walls) も制限に贊成し、「州代表者及び全國幷に國際同業團體の代表者に限るべし」との文書を送付した。反之、『桶工國際組合』代表者の一人なるロバート・シリング (Robert Schilling) は共濟の色彩を

有し秘密團體たる『農民の保護者』(Patrons of Husbandry)と同様の組織に好意あることを報告し、又「避くべからざる必要」ある政治活動に對して危惧せず、前年の會議に於ける勞働組合主義の綱領と全然相異する綱領を肯定した。

而して此問題に關する委員會は二種の報告書を作成した。多數報告書は若干の變更を加へて一時現在の會則を維持し、新に七名より成る委員會を組織することを提案し、少數報告書は『農民の保護者』を模範とせる秘密團體とすべきことを勸告し、『産業主權者團』が是等の要求に適することを指摘した。此二種の報告は討議の末多數報告書が採擇せられ、フェーレンバッチ、フォーラン以下五名より成る新委員が任命せられた。『産業主權者團』が此結果に滿足しなかつたのは勿論であるが、『産業同胞會』の代表者は此會議と合同し、其名稱を讓ることに同意し、從つて新會則が印刷に付せられたる時には『産業同胞會』(Industrial Brotherhood)の名稱が冠せられたのを見た。

此『産業同胞會』の『前文』はロバート・シリングの起草に係り後に若干の修正を加へて『ナイツ・オブ・レーバー』(『勞働騎士團』)(Knights of Labor)が一八七八年第一回全國會議(總會議)に於て採擇したところであつた。其主義の宣言に於ては、最近の富の驚くべき發展と蓄積と勞働が其所産を確保することの出來る制度の必要とを述べ、協同動作によりて物質的向上の爲に勞働大衆の權力を團結せしめ指揮することは緊要事項であるが、政治運動も亦弊竇匡救の爲に主要であることが承認せられた。

産業會議の目的は次の如くである。乃ち生産業各部の組織を完全になし、創造せる富の分配を公正にし、閑暇を多くし、全國幷に全州の勞働統計局を設置し、生産幷に分配に關する協同機關を設置し、現實の定住者に公有地を分割し、階級立法を徹廢し、裁判に關する不公正なる專門事項を更改し、遲延を改善し、安全保健を促進する手段、賃銀の毎月支拂、公共事業の請負契約制度を徹廢し、公設市場を設け、運輸を低廉にし、ストライキに代るに仲裁制度を以てし、隷屬種族の輸入を禁止し、同等作業に同額の賃銀を支拂ひ、八時間勞働を行ひ、全國の綠裏紙幣通貨は之を直接人民に對して發行し、三分六厘五毛以上の利率を有せざる政府公債と相互に交換し得べきこと之である。

通貨問題は前回の大會に於けると同樣喧ましい論議を惹起し、マクネイルは綠裏紙幣主義に反對したが、大會は絕對多數を以て之に贊成であつた。これ以外の重要なる決議としては勞資間の任意調停を勸告すること、政府の使用人に對する八時間勞働法幷に勞働時間短縮の法律を施行することを要求した。蓋し工場勞働者、汽車及び馬車鐵道會社の使用人、娛樂場の使用人、商店其他の店員は、有效なる立法によつて過度の勞働時間の短縮を爲し得るのみである」からと決議は述べてゐる。又政府事業に於ける請負契約制度の廢止を要求し、勞働組合を組織する權利を要求し、議會に對して全國の特許狀の下附を願出たる鑄物工組合に之を下附すべきことを促し、構成團體をして禁酒を加入條件となさしむることを勸告し、支那人其他の奴隷勞働の移入に反對した。而して政治行動に關する重要問題に就ては、一切の政黨の公言を無視して彼等の主義に共鳴する者のみに投票すべきことを決議した。

大會が終りたる後、會長に再選せられたるロバート・シリングは布告を總ての勞働團體に送り、八時間勞働法を死文とせる合衆國監督技師ミューレットの行爲に抗議する爲に民衆大會を召集する團體の成立せることを知らしめ、且つ『產業議會』の財政上の決議を民衆に傳ふべきことを促した。シリングは各州に於て『產業同胞會』の設立事業を爲す總代を選定した。併し乍ら勞働組合は全國組合も地方組合も、斯の如き『產業議會』の訴言に耳を藉さなかつた。前代未聞の不況によつて、勞働組合は相繼で簇生せる賃銀引下に對抗する活動に忙殺せられざるを得なかつたのである。而して斯かる時代に於て、全國聯合團體を組織せんとする企圖が失敗に終るのは誠に自然である。加之、『產業議會』にありては會規が未完成であり、活動の綱領が確定せられなかつたのであつた。(Commons, pp. 161-166; Bimba, p. 154; Ware, pp. 15-17.)

一八七五年四月十三日インディアナポリスに開催せられたる次回にして最終の大會に於ては、『國際活版工組合』(International Typographical Union)以外には、全國勞働組合も都市勞働組合も代表せられず、二十三名の代表者は何れも全國團體の創設せる『產業組合』又は『產業協議會』から派遣せられたのであつた。而してシリングとカメロンの兩名以外には著名なる代表者は無かつた。前文と綱領とは本質に

於て前回と同一であり、唯々勞働爭議に方つて軍隊の出動することを非難する事項を附加したのみである。而して此大會の重要なる事業は會則の採擇であつた。ロチェスター大會に於て任命せられたる委員會は、現存する勞働團體の統一が不可能であることを報告し、其結果全然新しい會則を作成することとなつた。乃ち委員會は州團體を基本單位とし市及び區の產業協議會を之に從屬するものとする計畫を樹てた。併し乍ら各全國團體は其利害を保護する爲めに特別の書記を選出することが出來る規定であつた。大會は此會則を採擇したる上閉會した。

而して此大會以後、此團體が存續したる證據は少しも無い。一八七六年ピッツバーグに於て勞働運動を統一せんとする他の企圖が行はれたが、それは全然相異せるところより發生し、次期の出來事に屬するのである。斯の如くして長期の激烈なる不況時代に於ける勞働組合の全國聯合體を組織せんとする企圖は、綠裏紙幣運動に途を讓ることとなつたのである。綠裏紙幣運動（Greenbackism）に就ては次項に於て之に論及し、且つ他日機會を得て更に論述を重ねるであらうが、其本來の性質に於ては資本を有せざる者に事業上富裕なる者と均等の機會を提供する計畫である。それは銀行家幷に仲介商人の掌中より信用統制の權力を剝奪し、政府の援助によつて物質的財貨の生產者に信用と資本とを提供するのである。而して其外見に於ては通貨改革の問題であり、所謂綠裏紙幣（Greenback）なる南北戰爭當時發行せられたる紙幣から命名を得た。併し乍らそれは通貨改革問題以上の――產業民主制度の問題である。

其の綱領はドイツに於けるラッサールの綱領と共通の點が多い。彼は國家が勞働者の協同組合に信用を貸與することによりて私的資本主義を消滅せしむることが出來ると信じたのである。然るに綠裏紙幣運動に於ては國家の課稅權の代りに南北戰爭による莫大なる政府の負債を、勞働階級に資本を提供する手段として利用するのであつた。而して此事を實行するには政府公債の利率を三分に低減し且つ之を法貨に兌換し、更に所有者の希望により之を公債にも兌換し得ることとするのである。換言すれば綠裏紙幣は一時の如く正貨を以て支拂はれざる手形たる代りに、政府の公債を以て償還せられるのである。一方に於ては政府公債の所有者は私人に貸付けて三分より以上の利子を得ることが出來るならば、

其所有する公債を政府に返納して、其額相當の綠裏紙幣を受取り、生產者に對して手形又は抵當物と交換に貸付けるであらう。勿論、公債額に對する法貨のインフレーションが起るかも知れない。併し乍ら總ての物價は農夫、工作者に同樣に同時に影響を與へ、彼等の協同事業は三分少しの低利で資金を得ることが出來るから、インフレーションは重大ではない。斯の如くして商人と競爭の立場に立ち勞働者は賃銀制度から免れて自主自傭制度に入ることが出來るのであると言はれる。(Commons, pp. 166; Bimba, p. 154; Ware, pp. 15-18; Perlman, History of Trade Unionism in the United States, pp. 51-52)(尙ほ綠裏紙幣運動に就ては本誌第二十三卷第七號所載の拙稿「『全國勞働組合』と政治經濟問題」に於ても論及したる事がある)。

二、綠裏紙幣黨(一八七四年—一八七七年)

一八七四年及び七五年に於ける勞働組合の急速なる崩壞と共に、政治上の團體を組織することが他の方面から發生した。それは農民の獨立せる政黨であつた。『農民の保護者』(Patrons of Husbandry)紛爭の結果、一八七四年多數の州に於て「獨占反對」黨、「改革」黨、「獨立」黨として知られたる農民の政黨が起つた。(『農民の保護者』に就ては本誌第二十三卷第十號所載の拙稿『全國勞働組合』の崩壞と一八七三年の恐慌」に於て論及した)。而して其有力なりし州はイリノイ、インディアナ、ウィスコンシン、ミネソタ、アイオワ、カリフォルニア等であり、インディアナ及びイリノイの兩州に於ては綠裏紙幣主義に基き、鐵道及び倉庫の獨占に反對した。併し乍ら打續く不況は、農業にも他の產業と同樣に影響し、全國綠裏紙幣黨の前途に囑目せしむるに至り、一八七四年八月十二日のインディアナ州に於ける農民黨の大會は同年十一月インディアナポリスに全國大會を開催する招請狀を發した。招請狀を受けたる勞働指導者中にはエー・シー・カメロン、アレキサンダー・トロウブ、ロバート・シリング、リチャード・ツレベリック、ジェー・エッチ・ライト、ホレース・エッチ・デイ等があつた。

大會は十一月二十五日に開催せられ、インディアナポリスの法律家にして綠裏紙幣運動の全期間を通じて重要なる役目を演じたるジェームズ・ブカナン(James Buchanan)が主宰し、翌年早々クリーブランドに開催すべき全國大會の準備として、此大會は專ら貨幣問題を取扱へる組合の基礎を定めた。大會は貨幣問題の解決

が如何なる他の問題よりも民衆の物質上の利害に關係するところが深甚であると主張し、綠裏紙幣を以て國債を償還すべきこと、相互に兌換し得る法貨と一年三分六厘五毛以内の利子を有する公債を發行すべきことを要求した。

次で一八七五年三月十一日クリーブランドに大會が開催せられた。而して出席者はハドソン河とミシシッピー河とによつて境界を作られる地方の諸州から派遣せられ、其外にバージニア、西バージニア、アイオワ、ミズーリの諸州からも代表者が派遣せられた。其綱領には何等の變化が無かつた。新政黨の名稱は「獨立」黨と決定せられ、一八七八年まで其名稱を保持したのであるが、最初から綠裏紙幣黨として知られてゐた。出席したる勞働指導者としてはカメロン、シリング、ライト、フォーラン、ジョン・シニー、エッチ・オー・シェルドン牧師、(Rev. H. O. Sheldon)黑人シー・ダブルユー・トムスン（C. W. Thompson）等があるが、是等の人々の殆んど全部が崩壞したる組合の指導者であつたことは意味深長である。

此大會と相前後して「獨占反對」大會がホレース・デイによつて一八七五年三月三日ペンシルベニア州ハリスブルグに於て開催せられた。デイは前年十一月二十五日の大會準備會を勞働者が十分代表せられて居ないと言ふ理由を以て脱退し、農民と職工の大會を目論見つつあつたのである。此大會の出席者は總數二百五十六名で、全國各地の代表者より成る全國大會を七月一日に開催することを議決した。而して此大會は九月シンシナティに於て擧行せられ、『坑夫全國組合』(Miners National Union)の會長ジョン・シニー（John Siney）を議長に選擧した。此大會に於て採擇せられたる綱領は、クリーブランドに於ける獨立黨の採擇せる綱領と本質上相異しなかつたが、主要なる論議は新しき政黨を設立すべきか、合同を以てすべきかに關して居た。デイは前者を代表し、シニー及びシリングは後者を代表した。而してシリングの決議が通過したから、デイは脱退し、爾後綠裏紙幣運動に加盟しなかつた。

次回の大會は一八七六年五月十七日インディアナポリスに於て開催せられた。ツレベリック、トロウブ、ヒンチクリッフの三名が勞働代表者たるのみで、役員には富裕なる製造業者、法律家等が擧げられ、彼等は何れかの既成政黨の關係者であつた。而して其綱領とせる綠裏紙幣主義は『全國勞働組合』(National Labor Union)の

ものとは不同であつた。資本による生産階級の掠奪の代りに、それは産業不況を救濟する計畫となつたのである。又以前には一般物價平準を問題としたのであるが、獨立黨は正金取戻法を即時無條件を以て廢止することに贊成し、綠裏紙幣の收縮政策に反對することを表明した。

而して獨立黨は大統領選擧戰に於てピーター・クーバー（Peter Cooper）を大統領の候補者に、ニュートン・ブース（Newton Booth）を副大統領の候補者に指命した。ピーター・クーバーは一七九一年ニュー・ヨーク市に生れ、製車職工を振出しに漸次種々の事業を經營して成功し、一八三〇年にはメリーランド州カントンにカントン鐵工所を興した。此工場に於て彼は自己の設計によつてアメリカに於ける最初の機關車を建設したのであつた。彼はまたヒリップスブルグに三つの熔鑛爐を設立し、他にも同樣の事業を興した。彼は勞働階級の無料敎育に興味を有し、一八五四年資金を提供してニュー・ヨークのクーバー組合の基礎を作り、一八五九年完成を見た。之はアメリカの住民に對し實際的科學と技術の改善指導に盡すべきものであつた。彼は一八八三年ニュー・ヨーク市に於て歿した。而して副大統領の候補者に推されたるブースはカリフォルニア州選出の上院議員で綠裏紙幣主義の民主黨員であつたが、之を辭退したので、其代りにオハイオー州のサミュエル・エフ・ケーリー將軍（General Samuel F. Cary）を指名した。

然るに選擧戰は少しも活氣を有しなかつた。獨立黨は何等の組織を有せず、又、クーバーの提供したる以外には資金をも有しなかつた。加之、勞働階級の利益となるべき何等の企圖をも爲さなかつた。而して投票總數は大凡十萬票であり、それは殆んど田園地方から齎されたのであつた。何れにしても勞働階級は第三黨に對しては無關心であつたと言はねばならぬ。（Commons, pp. 167-171; Bimba, p. 162; Perlman, p. 58; Mary Beard, A Short History of American Labor Movement, pp. 83-84）

三、『産業主權者團』及び勞働組合運動

『産業主權者團』（Sovereigns of Industry）と稱する團體は、一八七〇年代に於ける協同組合の形式であつた。一八六〇年代の協同組合運動と相異して、勞働階級に生活必要品を配給することを出發點とした。勿論、終局には一般市場に對して貨物の生産を行ふべき考を抱懷してゐたのである。而して此運動の中心地は直接自

主企業を得んと努力せる西部地方に存せずして、勞働者が大なり小なり永久的勞働者の地位にあることを感知し、仲介者の利潤を削除して生活費の低減を爲さんとせるマサチューセッツ州に存在した。『産業主權者團』は一八六八年政府の使用人なるオー・エッチ・ケリー（O. H. Kelley）の組織せる『農民の保護者』から發達し、『保護者』が秘密結社であつたので、『主權者』も之に倣つた。ウィリアム・エッチ・アール（William H. Earle）が友人ダッドレー・ダブルユー・アダムス（Dudley W. Adams）の懇請によつてマサチューセッツ州に於ける農民倉庫の管理に當つた時、此事業を農民以外に開放せざることの非を說き、一八七四年一月初旬有志の會議を開催して『産業主權者團全國協議會』（National Council of the Order of Sovereigns of Industry）を組織した。

此團體の目的に關しては其創立者アールが次の如く言つて居る。「吾等の團體は品性の向上、狀態の改善、幷に出來るだけあらゆる職業に從事せる勞働階級の福祉を十分ならしむることを目的とする。吾等の團體は加入者間の友誼を厚くし、他人の權利を尊重することを圖るであらう。吾等は購買代理部を設置し、之によつて生産者に直接到達し、商品に原費を附加する以外には何事をも爲さざる多數の無用なる仲介人を排除せんとするのである。彼等は既に十分富裕であると思はれる。彼等は總ての消費者から誅求するのみならず、品質、量目等の不正に對しても責任を有するものと思はれる。吾等は純正なる貨物を低廉なる價格を以て獲むことを決意する。……吾等は現金を支拂ひ、多數の注文を繼續し、購入額の一割乃至一割五分を節約する。……簡單に言へば、此組合は富の眞の生産者なる熱心なる手工勞働者の爲に存在し、――其目的は彼等をして其生産せるもの一切の支配權を得させ、且つ他の手工勞働者と出來るだけ均等に之を交換せしめ、斯の如くして專心他人の勞働を胡麻化し、それによつて富を得んとする者が從來掠奪せる富を自ら節約せんとするのである。」

會則には全國協議會、州協議會及び附隨の協議會に關する規定があり、何人と雖も産業的職業に從事せる十六歲未滿にあらざる品性の高尙なる者にして、此團體の目的と衝突する利害關係を有せざる者は加入することが出來、而して團體の經費は入會金一人十五セント毎年の會費一人二十セント及び管轄する下位の協議

會に對する特許狀の手數料一件十五ドル等の收入を以て支辨した。而して會員は北部諸州に於て急速に應募せられ、一八七五年――一八七六年に其總數四萬と稱せられ、其七割五分はニュー・イングランド諸州、四割三分はマサチューセッツ州から得られたのであつた。一八七五年百〇一の地方協議會が何等かの方法を以て加入者に貨物の供給をなし、其中四十六が店舗を經營し、二十はロッチデール式に則り、二十六は原價販賣を行ひ、其他のものは營業店舗をして加入者に對する割引を協定して居た。而して其每年の販賣價格は大凡三百萬ドルであると推算せられた。

一八七四年より一八七六年に至る此團體の殷盛期に於ては多數の勞働團體が之に合併せられ、現に數個の獨立せる協同購買組合が地方支部となり、數個の勞働組合をも吸收するに至つたのである。それ故に勞働組合の主要機關紙である『ナショナル・レーバー・トリビューン』(National Labor Tribune)は此團體を攻擊して唯に低廉に購買することを目的とするのみであると主張した。之に對して彼等は其の全賃銀制度と抗爭すること、勞働の全收穫を要求せることを以て答へ、又何れの現存する勞働團體とも衝突せざる所以を述べた。加之、彼等は一八七四年四月の『產業議會』を團體に合併せんと圖り失敗したことさへあつた。此當時は團體の全盛期であつて、翌年に於ては急速に衰頽に赴き始めた。其主要原因は不況の爲めに現金支拂が困難となり、加入者が脫退したことである。次に經營上の無能と不正の爲めに打擊を受け、原價販賣の場合に於ては營利商人の猛烈なる競爭があつた。而して最後に勞働組合の嫉視、または最もよくして勞働組合の無關心なることも、一八七八年の壞滅の原因をなしたのである。(Commons, pp. 171-175; Ware, pp. 16-17; Perlman, pp. 62-63 Richard T. Ely, Labour Movement in America, pp. 174-176)

次に勞働組合であるが、一八六〇年代の勞働組合は到底失業及び賃銀引下に對抗し得るものがなかつた。當時の全國組合は自治をなす地方組合の緩慢なる聯合體で、それぞれの賃銀率、徒弟規則、勞働條件を有してゐたのである。而して若干の重要ならざる例外はあるが、全國的の給付制度は存在しない。從つて勞働組合が加入者を保有するのは、賃銀の增加又は勞働時間の減少に成功する程度によるのである。それと同時に賃銀の低廉なる爲にストライキ基金を蓄積するだけの

餘裕が無かつた。勞働組合の第二の缺點は著名なる勞働階級の指導者が、政治運動の爲に勞働運動を斷念する傾向が增加したことである。機械工及び鍛工全國組合の會長フェーレンバッチは一八七六年オハイオー州立法部に入り、鑄物工全國組合の書記エッチ・ジェー・ウォールズ（H. J. Walls）は一八七七年オハイオー州の勞働兼統計局の一等事務官となり、桶工組合のフォーランは聯邦議會に入る前提としてクリーブランドに於て法律家となつた。斯の如くして一八七七年以後に於て勞働運動が再開せられたる時、古より親しみある者の名を聞くことは稀である。從つて組合員數の減少せることは當然であつて、一八七七年ニュー・ヨーク市の組合員は僅々五萬であり、一八七八年シンシナティに於ては一萬以上に達せず、大凡二十年後にゴンパースの推算せる處によれば、一八七八年に於ける一切の勞働組合の加入者は僅に五萬であらうと言はれる。

斯の如く全國組合が衰頽し消滅せることは、從來よりも其數を減少し加盟團體を減少したのではあるが、尙ほ都市の諸業協議會を比較的重要なるものたらしめた。都市の諸業協議會によつて加盟組合の爲めにストライキ基金が賦課せられ、ニュー・ヨークの協議會の如きは會規にストライキ者一名に付き一週三ポンド以下のストライキ給付を支拂ふ爲に加盟組合に對し毎週人頭賦課を行ふべきことを規定し、一名十セントを以て永續的ストライキ基金を作成することをも規定した。

勞働團體の退歩は苦鬪をなしたる連續のストライキを隨伴した。而して最も影響を受くること大なりし產業は、葉卷煙草製造業、纖維工業及び石炭採掘業であつた。

ニュー・ヨークの葉卷煙草製造者は始め一八七二年八時間勞働ストライキの時に活動的となり、其後分業及び幼少年工、女工の使用によつて、產業別組合を組織するに至り、一八七三年會員大凡一千七百名を得たので大規模の會社に反對してストライキを敢行し、其結果勞働者の敗北を來したるのみならず、生產方法の改革をも惹起した。乃ち傭主は作業を大規模の工場より小規模の作業場に移すに至つたのである。而して組合は一八七五年殆んど全部の組合員を喪失したので改造をなし、一八七七年ニュー・ヨーク市の葉卷煙草製造者が全部ストライキを行ふま

で、順調に發展した。併し乍ら此ストライキに於て百〇七日の苦鬪の後、舊制度の復舊によつて勞働者の失敗を告げた。

纖維工業に於ける最も長期の激烈なるストライキはフォール・リバーに起つた。同地は好況時代に急速に勃興したる纖維工業の中心地で、從つて堅實なる基礎に無かつたのである。加之、數個の會社に於ける會計係の不始末によつて事業の經營を中止せざるを得ぬこととなつたのであつた。一八七三年及び一八八〇年間に於て賃銀は殆んど半減し、數次ストライキが敢行せられたが、フランス系カナダ人の移住民がストライキ職工の代りを勤め、何れも失敗に歸したのである。

併し乍ら崩壞が一切の勞働團體の慣例ではなかつた。鐵工業に於ては一八七六年從來それぞれ獨立せる三個の職業別組合『合同バルカンの子孫組合』(United Sons of Vulcan)(鍊鐵工)『聯合鐵鋼熔熱工同胞組合』(Associated Brotherhood of Iron and Steel Heaters)(下拵、延展、捕捉勞働者)『合同鐵鋼勞働者組合』(Amalgamated Association of Iron and Steel Workers)(鐵鋼輾轉工)が合同した。一八六六年以來アメリカに於ける最初の勞働協約を有せる鍊鐵工は、此組合の全員中の八割五分を占めた。而して此組合は非常に有力であつたから、其一八六六年の勞働協約は多數の工場に於て其後二十五年間繼續し、若干の鐵工場に於ては現今に至るまで繼續してゐる。

此時代に於ける無煙炭工業の發展は見逃すべからざるものである。無煙炭採掘業の坑夫は南北戰爭の終熄以來全國組合を有しなかつたが、一八七三年オハイオー州ヤングスタウンに會合し、イギリスの坑夫組合に倣ひて數個の州組合を合同し、一つの坑夫全國組合を組織した。而して不況にも拘らず一年後に二萬一千名の加入者に達した。此組合はイギリスの組合と同樣に、勞働爭議の解決に對して和解調停の方法を推奬した。ジョン・シニー(John Siney)は間も無く和解の手段を採炭會社に勸請したが、タスカラワス狹谷の最大の石炭業者なるマーク・ハンナ(Mark Hanna)以外は、總て之を排斥した。而して調停主義は一八七四年十二月に最初の試練を經た。此時同狹谷の事業主は賃銀率を九十セントから七十セントに低減しやうとし、組合側と事業主側からそれぞれ三名の代表者を選任し、中立審判者としてアンドルース判事を選定した。然るに判定の結果は七十一セントに低減せられることになつた。それは事業界の不況に原因するのであるが、勞働者

はストライキをなしたならば、之よりもよき結果を得ることが出來ると思つた。

然るに此時一會社は秤量記錄者の要求を拒絶する爲に總閉鎖を行ふべきことを傭主組合に要求して拒否せられたので、右の判定が實行せらるるに至るや、他の同業者に打擊を與ふる報復の目的を以て、秤量記錄者を許容せる以外八十セントを支給することとなした。其處で十九セントの低減を承諾したる組合勞働者は忽ち判定の解除をなすべきことを組合本部に迫り、傭主側も八十セント支給することに讓歩した。斯の如くして次の無煙炭業に於て和解調停制度の試練が行はれる迄には更に十ヶ年の歲月の經過を必要とすることとなつた。（Commons, pp. 175-181; Bimba, pp. 154-155, 156-157; Ware, pp. 32-33, 51-54）

四、『モリー・マグワイア』と一八七七年の大ストライキ

無煙炭坑に於ける勞働組合運動の失敗は何れの產業に於けるよりも重大なる結果を齎し、『モリー・マグワイア』（Molly Maguires）として知られる秘密結社の暴力行爲を再開することとなつたのである。此秘密結社が始めて世人に知られるやうになつた一八六〇年代の始めから、一八七六年に至る迄に於て、其刑事上の行爲は勞働組合の資產の多寡と反比例して其度數と程度とを異にした。シューイルキル郡に於て、一八六三年より一八六七年に至る最も勞働組合運動の微力であつた時代に於て、五十件の殺傷事件があり、勞働組合運動と勞働協約の最も有力であつた一八六八年より一八七一年に至る時代に於ては、不法行爲を餘り多く聞かなかつた。併し乍ら一八七一年以後、又頻繁に起つたのである。

『モリー・マグワイア』（Mollie Maguires）は無煙炭坑地方に於ける『古代アイルランド人團體』（Ancient Order of Hibernians）と稱する共濟團體の支部を統制する秘密本部の名稱であつた。アイルランドの團體は地主の侵略に對抗する手段として組織せられたのであるが、アメリカに於ては炭坑業者と坑夫との關係を維持する爲に行はれたのである。アイルランドの團體はカソリック教徒のみから成立してゐたが、ローマ・カソリック教會から承認を受けず、又明かに一部の僧侶に反抗する運動であつた。アメリカの團體は一八五二年ペンシルベニア州に最初に現はれ、一八六二年には暴行をなしたることが知られ、斯る行爲は一八七五、六年頃潰滅するまで盛に行はれた。アメリカの南北戰爭の勃發せる結果、石炭に對する需要の

增加は坑夫の需要を增加し、之が爲めにアイルランド人の移入を促し、『古代アイルランド人團體』が發達し、ペンシルベニア其他の州に於て認可せられた。是等の團體はイギリスに本部を有する委員會によつて統轄せられ、其團體には全國組合の外に州、區、地方支部があつた。而してアイルランドの秘密組合の特色を帶びるに至つて、アメリカの國體は『モリー・マグワイア』と稱するに至つた。勿論、アイルランドの同名の團體と何等關係があるのではなかつた。

『モリー・マグワイア』は問も無く地方政治に於て有力なる分子となり、郡區參事會員、收稅官、學務委員、其他金錢を取扱ふ役員たらんことを求め、其支部は全國に亙り六千を算すると稱せられ、何れも其本來の性質は刑法上の犯罪を構成するものであると言はれたが、彼等の掠奪は主として鑛山主又は頭に對して行はれ、是等の犧牲者は團體員の或者の機嫌を損したる者であつた。而して刑罰は或場合に於ては器物の亂暴なる取扱又は破壞であつたが「死人に口なし」と信じて殺害することが普通の懲罰の形式となつた。而して斯の如き懲罰が決意せられると、其實行者を他の地方支部から得て、實行後巧に保護して遁走せしむるのであつた。而して稀に捕縛せられることがあつても、犯行當時其場所に居なかつたことを立證することが容易であつた。又斯の如く法律も生命も輕視せる者にとりて、僞證は決して困難なることに非ずして、犯行當時被疑者が他の場所にありし事を誓證するに必要なる多數の證人を何時も得たのである。

一八六九年フランクリン・ビー・ゴーウェン(Franklin B. Gowen)はフィラデルフィア・アンド・レディング鐵道會社(Philadelphia & Reading Rail Road Company)の法律顧問より社長となつたが、彼は『モリー・マグワイア』の經歷に就て何人よりも熟知してゐた。而して此鐵道會社は當時多數の他の運輸會社がありと同樣に鑛業會社を兼ねて居り、彼は斯る犯罪行爲の行はれる限り鑛業主の不利益なることを十分知悉せるが故に、ピンカートンの刑事局と相謀り鑛山地方にジェームズ・マクパーラン(James McParlan)と言ふ男を派遣して事情を探査せしむる事とした。マクパーランはアイルランド人でカソリック教徒であり、鑛山地方に居住して自ら遁亡犯人であると稱して粗暴なる人の仲間に入り、『モリー・マグワイア』と親交を結び、遂に此團員となり、同地方の書記に擧げられ、一八七三年には無煙炭坑地方に移住した

而して一八七四年十二月賃銀增額の長期に亘るストライキが開始せられたる時、『坑夫及び不熟練勞働者共濟組合』の有力者の多數は之に反對したが、『モリー・マグワイア』が牛耳を執つてストライキを行つた。而して數個月間繼續したる後、窮狀に陷りたる多數の勞働者は、『モリー・マグワイア』の恐怖によつて防止せられなかつたなら、就業するのであつた。其處で事業主は必要なる賃銀の引下を表明したが、勞働者の組合側は尠く共從來の賃銀の支拂を固執して兩々相下らなかつたが、一八七五年六月一日頃事業主が勝利を占め組合側は壞敗した。然も『モリー・マグワイア』の分子は脅迫を以て就業に復することを防止し、前記の鐵道會社の鑛山の再開は騷擾を惹起するに至り、軍隊の出動によつて辛じて鎭壓せられた。斯の如くして鑛山は事業を開始したのであるが、其後『モリー・マグワイア』の勢力は增加し攻勢的となり、犯罪行爲が相繼で急速に行はれた。併し乍らそれは間も無く終を告げ、ジェームズ・マッケンナ(James McKenna)(ジェームズ・マクパーランは仲間にありてはマッケンナとして知られてゐた)の澤山の擧證によつて、一八七五年秋捕縛訊問が行はれ、二十四件の刑事事件を以て公判に附せられ、十四名は二年乃至七年の懲役、十名は死刑を課せられ、『モリー・マグワイア』は崩壞した。(Commons, pp. 181-185; are, pp. 33-35; Bimba, pp. 155-156; Perlman, p. 69; James Oneal, Workers in American History, p. 181)

一八七七年に於ける產業の復活の期待は裏切られて一層の不況を出現し、賃銀の引下を惹起したのであるが、其影響は殊に鐵道業に於て最も甚しかつた。蓋し鐵道業は全國に於ける最も大なる勞働者の雇傭者であり、其賃銀の引下は極めて多數の勞働者に影響を及ぼすからである。第二に一般に鐵道業に對する反感から勞働者の苦境を特に顯著なものたらしめたからである。而してペンシルベニア鐵道は一八七三年及び一八七七年六月の兩度各一割宛の賃銀の引下を表明し、ニュー・ヨーク中央鐵道及びボルモアー・オハイオー鐵道も其先蹤に倣つた。『機關夫同胞組合』(Brotherhood of Locomotive Engineers)は一八七四年大技師長ウィルスンを解職し其後任ピー・エム・アーサー(P. M. Arthur)は戰鬪的政策に贊成し、一八七七年二度のストライキを企てたが、ペンシルベニア鐵道會社の社長ゴーウィンは『モリー・マグワイア』撲滅の成功に自信を得て、機關夫に組合脫退を要求した。之に對

して組合は四月十四日夜半ストライキを決行する筈であつたが、探偵政策を利用し、之に對してストライキ破壞者を使用する準備を爲したるが爲めに、全く裏をかかれた。

六月より實行すべき賃銀の引下をペンシルベニア鐵道が表明せる時、主として技師より成る委員會は、事業界の一般情勢に鑑み、暫らく穩便の處置に出づることとしたが、他の乘務員はピッツバーグに秘密の組合を組織して賃銀の引下に對抗した。而して其中心人物は年少の制動手ロバート・エッチ・アモン（Robert H. Ammon）であつた。彼は一八七七年六月アレガニー市に勞働組合を組織し、漸次擴張普及せしめてボルモアー・オハイオー鐵道、ペンシルベニア鐵道及びピッツバーグの東西に擴がれる其特許線幷にイリー鐵道、大西洋西部鐵道に勞働組合を組織した。此組合の目的は三大幹線の鐵道乘務員――機關士、車掌、制動手、火夫を一大組合に統合し、同時にストライキを行はしむるにあつた。當始の計畫に於ては六月二十七日正午を期してストライキを行ふにあつたが、其當日の前晩の會議に於て意見の相異が起り、結局全運動の瓦解を來した。

併し乍ら鐵道業に對する使用人の反感は決して平靜となつたのではなく、機會があれば勞働組合を有せざるストライキが勃發しやうとする有樣であり、其最初のものは七月十七日西バージニア州マルティンスブルグに於て起つた。其の動機は同日賃銀の一割引下の實行にあつたが、乘務員は原の賃銀に復せざる限り貨物車の出發することを肯じなかつた。之に對して機關士同胞組合の支部は積極的行動に出づることを拒絕したが、ストライキ勞働者に同情を有した。それ故に地方の兵力が召集せられたが、是等のものが親戚知已の生命を犧牲として鐵道會社の權利を强行することを依賴することは殆んど困難であつた。而して州知事の要求によつて大統領の派遣せる聯邦の軍隊二百名が到著する迄の三日間ストライキは繼續した。其後急速に終熄した。併し乍らストライキは其他の地方にも波及し、メリーランド州のカンバーランド其他に於てストライキが行はれた。其處で州知事はマーティンスブルグの前例に倣つてボルモアーの第五聯隊と第六聯隊の二個中隊に出動命令を發した。然るに第五聯隊は無事にケムデン停車場に到著したが、二個中隊の出動は群集に妨害せられ、或は瓦礫を投下し銃砲を發

射せられ、之に應酬しつつ停車場に進軍したが、激怒せる群集は夜に入つて停車場に放火し、且つ消防の活動を阻止し消防夫は多數の强力なる警官の出動によつて辛じて事無きを得たのであつた。而して其翌日聯邦の軍隊がボルモアーに到著し、それによつて州内各地のストライキは盡く終熄した。

斯の如きマーティンスブルグとボルモアーの事件は、之を次に述ぶるピッツバーグの内外に於けるペンシルベニア鐵道のストライキの破壞的效果に比較すれば、尙ほ決して重要なるものではなかつた。ペンシルベニア鐵道に於て七月一日より實施せられたる賃銀の引下は、アレガニーに於ける小規模のストライキ以外には何等直接の騷擾を起さなかつたが、他の原因から起つた。乃ち貨車十七輛を連結する代りに三十四輛を連結し機關車二輛を使用して乘務員を節約する方法を同月十九日より實行しやうとした。然るに支配人が右の命令を下さうとせる當日乘務員がストライキを行つて轉轍器を占領し、其數が漸次增大した。それ故に支配人は市長に援助を乞ふたが、從來同鐵道がピッツバーグ市民に對して不利益なる差別待遇をなしたるが故に一般市民もストライキせる者に同情し、州長官も同樣の態度を持したが、州知事に州の軍隊の派遣を乞ひ、フィラデルフィア市に對しても六百名の軍隊を貸すやうに願出で、七月二十一日正午ユニオン停車場に到著した。ピッツバーグの軍隊は豫想通りストライキせる者に同情を有したが、フィラデルフィアの軍隊は汽車の運轉の準備を進め線路、機關車庫機械工場に入つたが、有力なる市民の忠告によつて司令官はピッツバーグの軍隊の殘留部隊を解散せしめたのでフィラデルフィアの軍隊は獨り群集に對抗するに至つたのである。而して群集は夜十時頃車輛と工場に放火し、機關車庫も延燒し、軍隊は翌朝七時半まで群集幷に火焰と戰つてゐたが、遂に市外に退却し、群集は完全に都市を占領したのである。斯くして騷擾は翌日に及び、五百萬ドルの鐵道財産を破壞したる後鎭靜した。

騷擾はハリスブルグ、フィラデルフィア、レッディング其他の都市にも惹起された。ハリスブルグ及びフィラデルフィアに於ては警官と軍隊の出動によつて鎭壓せられたが、レッディングに於ては聯邦の軍隊によつて始めて鎭壓せられたのである。又騷擾はイリー鐵道にも波及しホーネルスビル、ニュー・ヨーク、バファロ

ー等に發生し、ルイスビル、シカゴ其他の都市にも發生した。

ストライキは何れの場合に於ても失敗に終つた。併し乍ら其無形の效果は莫大であつた。此時代に始めて一般のストライキ運動が起つたのであり、軍隊の必らずしも信賴するに足らざる事が、其改善の必要を敎えたのであつた。次に勞働者の團結に對して法廷は其の態度を改めた。併し乍らストライキの最も大なる無形の效果は勞働階級に對するものであつた。勞働階級の連衡精神は一層有力となり全國的となつた。ストライキを鎭壓する爲めに聯邦の軍隊が出動したのは此時代が最初であり、又大規模に州の軍隊が出動したのも此時代が最初であつた。それ故に勞働階級は政治運動の方面に其注意を轉回することとなつた。(Commons, pp. 185-191; Bimba, pp. 157-159; Ware, 45-50; Perlman p. 58; Beard, pp. 82-83)(完)

（昭和四年十二月三十日稿）

英國産業革命研究資料補遺

野村兼太郎

本誌第二十二卷第十號に「英國産業革命研究資料一般」と題し、産業革命に關する主要なる參考書を紹介した。その後一年あまりの間に刊行されたものゝ中、私の寓目し得た數種の近著及びその際擧げなかつた二三の著作を左に紹介したいと思ふ。

先づ直接産業革命のみについて述べたものではないが、産業革命並びにその前後の狀況を知るのに便宜な概論的研究を擧げて置かう。

1　M. M. Knight, H. E. Barnes, F. Flugel, Economic History of Europe, Part II: In Modern Times. 1929.

本書は Knight の中世篇に續ぐものである。歐洲人の海外發展に筆を起し、國別に各國の産業狀態を記述してゐる。所謂「商業革命」――この言葉は第十七世紀以降の急速なる海外發展に近頃多く使用さるゝに至つた――は英國に於いて産業革命を惹起せしめた要因であり、産業革命を理解する上に、その概要を知つて置く必要がある。この點に於いて本書の如きは有用である。産業革命自體